

3. 本校のいじめ防止といじめに対する措置

(1) いじめ防止といじめに対する組織

(1) いじめの未然防止のための諸計画，いじめへの対処，重大事態への対処など，いじめに関する学校内の中枢となる組織として，「学校いじめ対策委員会」を設置する。

[主な業務]

- ・いじめ未然防止に関わるさまざまな取り組み計画と実践について，各学年会，研究部，生徒指導部，各学校行事プロジェクトなどに指示し，とりまとめを行う。
- ・各学年会 学年主任会，生徒補導委員会，養護教諭，スクールカウンセラーなどとの連絡を密にとり，いじめと疑われる情報に対して，措置の中枢機関となる。
- ・重大事態発生の際には，外部機関との連携を含めて，その措置の中枢機関となる。

(2) いじめに関する諸事項の基本的連携組織を次図のように設定する。

